

（趣旨）

第 1 この要領は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 1 2 条及び別表第 2 の規定に基づき、佐賀大学における授業料免除及び日本学生支援機構奨学生（新たな給付奨学金）の学業成績に係る適格認定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（適格認定の廃止）

第 2 次のいずれかの場合に該当するとき、当該学生の適格認定を廃止する。ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合
- (2) 修得した単位数の合計数が標準単位数の 5 割以下である場合
- (3) 履修科目への出席率が 5 割以下である場合
- (4) 第 3 に定める警告を連続して受けた場合

（警告）

第 3 次のいずれかの場合に該当するとき、当該学生に対し警告を行う。ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 修得した単位数の合計数が標準単位数の 6 割以下である場合（第 2 の第 2 号に該当する場合を除く。）
- (2) G P A が学部（医学部においては学科）における下位 4 分の 1 の範囲に属する場合
- (3) 履修科目への出席率が 8 割以下である場合
- (4) その他学習意欲が低い状況にあると認められる場合

（判定）

第 4 出席率は、学生情報システムの出席情報により、判定を行う。

第 5 医学部医学科の 5 年次終了時においては、単年度での単位修得がないため、第 2 の第 2 号並びに第 3 の第 1 号及び第 2 号に該当しないものとし、臨床実習の出席状況により、判定を行う

第 6 第 2 及び第 3 に定める災害、傷病その他やむを得ない事由に該当するか否かの判定は、本人の申し出に基づき、佐賀大学学生委員会が行う。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 0 月 1 日から実施する。